

水産業競争力強化漁船導入緊急支援事業（漁船リース事業）及び水産業成長産業化沿岸地域創出事業（新リース事業）

共通Q&A【共同経営体／漁協自営事業に対する支援にかかる運用関連】

No	質問	分類	回答
1	今回の共同経営体や漁業協同組合等に対する取扱をどのように見直したのですか。	共同経営体／ 漁協自営事業	<p>漁船リース事業及び新リース事業（以下「リース事業」という。）では、これまで限られた予算の中でより多くの漁業者に利用いただきたいとの考えから、1経営体あたりの補助対象隻数（漁具等の場合は1式。以下同じ。）については、個人、法人、漁業協同組合、共同経営体等の補助対象先にかかわらず1隻に限定してきたところでした。</p> <p>令和2年10月1日付けの見直しでは、共同経営体、漁業生産組合、漁業協同組合（自営事業/利用事業）に限定して、リース事業の複数隻数の利用を可能とするとともに、漁業協同組合の利用事業について、リース事業の対象となることを明確化しました。</p> <p>（以下、令和8年4月7日付け見直し）</p> <p>共同経営体によるリース事業の複数隻数の利用については、これまで漁業協同組合を除く個人による出資比率等が5割以上の共同経営体に限定してきましたが、漁業経営体の更なる協業化を促進するため出資比率等の制限をなくすとともに、共同経営体の定義を明確化しました。</p>
2	リース事業の複数隻数を利用できる共同経営体は、どのようなものですか。	共同経営体／ 漁協自営事業	<p>本事業による共同経営体とは、2つ以上の漁業経営体（個人又は法人、以下同じ）が、資本や現物の拠出などにより費用を応分に負担するとともに、得られた損益をその負担に応じて分配するなど漁業経営を共同で行うもののほか、令和2年10月1日以降に設立した株式会社等の法人のうち、法人設立前の3か年以上において漁業経営の実績を有する2つ以上の独立した漁業経営体が統合したものです。</p>
3	複数の共同経営体の代表者が同一人物の場合もそれぞれの共同経営体は、支援対象となりますか。	共同経営体／ 漁協自営事業	<p>共同経営体は、代表者が同一者でも、それぞれの共同経営体の目的や構成員が異なることから、別の共同経営体として支援が受けられます。</p>

4	共同経営体の場合の年齢要件の取扱はどうなりますか。	共同経営体／ 漁協自営事業	共同経営体は、構成員全員で取組（操業）を行っているのみなし、年齢要件は設けません。
5	漁業協同組合が組合員に対し、漁船・漁具等の貸付を行う利用事業は対象になりますか。そのときの要件は何ですか。	共同経営体／ 漁協自営事業	漁業協同組合の利用事業（漁業協同組合が漁船等を調達し、その漁船等を組合員に対して貸し付け、組合員が当該漁船を利用して操業する）については、リース事業の対象となります。この場合、漁業協同組合が申請しますが、利用契約等に取組内容（追加的資源管理の取組や収益性向上の取組等）を明記し、利用者はこれを確実に取り組む必要があります。さらに、利用料については、減価償却費相当であるなど、漁業者の負担とならないよう設定している必要があります。
6	共同経営体等が複数の補助対象隻数の支援を受けるにあたって要件はありますか。	共同経営体／ 漁協自営事業	<p>リース事業では、漁船・漁具等を導入後、5年以内に漁業所得等を10%向上させるKPIの達成が必要です。既にリース事業等を利用している場合は、更なる10%の嵩上げ（全体として121%）を要します。</p> <p>なお、リース事業で導入した漁船・漁具等の更新に、再度リース事業を利用することはできません（漁船リースで導入した漁船を新リース事業で更新することや、その逆も不可となります）。また、漁船導入の場合にあつては、資源管理の観点から、漁船導入隻数と同隻数以上の被代船処理を要します。</p>
7	漁業協同組合や共同経営体等において事業計画やKPIについては、漁業種類等の区分経理により、設定してもよいでしょうか。	共同経営体／ 漁協自営事業	<p>漁業協同組合等は、その全体利益を10%向上させることは困難であることから、その事業計画やKPIの設定にあつては、漁業種類毎等の区分経理により設定して差し支えありません。このとき、以下に留意してください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業計画等の数値は、決算資料やその内訳資料に明記されている必要があります。 ・決算資料や内訳資料は、事業実施期間内は、適切に保存してください。